## 議案第42号

あきる野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年8月25日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

## 提案理由

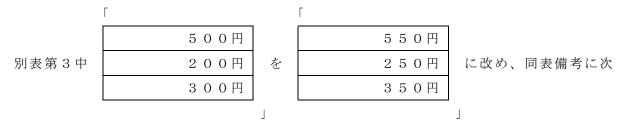
育成料及び使用料の額並びに入会資格を改める必要がある。

あきる野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

あきる野市学童クラブ条例(平成20年あきる野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「次の各号のいずれかに該当する」を「疾病その他の理由により市長が不適当と認める」に改め、同項各号を削る。

第7条第1項中「4,200円」を「5,400円」に改める。



のただし書を加える。

ただし、当該延長使用料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、公 布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のあきる野市学童クラブ条例第13条の 規定により承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。